

(事務連絡)
令和 5年 4月 3日

居宅介護支援事業所 各位

藤岡市 介護保険課

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に係る届出の留意事項（通知）

平成30年10月1日より、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型に限る）をケアプランに位置づけた場合は市町村に届出が必要となりました。

届出があったケアプランについては、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととされています。

ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すものです。

厚生労働大臣が定める訪問介護の回数（1月あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

記

1. 提出時期 1月あたり厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型に限る）をケアプランに位置づけた場合、そのケアプランの策定（変更）時
2. 提出書類 ①別紙届出書
②居宅サービス計画書第1表～第7表の写し
（利用者の同意を得たものの写し）
③情報提供票
3. 根拠資料
 - ・藤岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
（平成30年3月22日条例第21号）第16条第20項
 - ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2
 - ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
（平成11年7月29日老企第22号）第2-3-(7)-⑱
 - ・『「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について』
（平成30年5月10日老振発0510第1号）
4. その他 (1) 提出後、必要に応じて多職種による協働会議を行います。
(2) 様式はホームページにて公開しています。
（藤岡市HPトップ→健康・福祉→高齢者福祉・介護→事業者の方へ→居宅介護支援事業所関係様式→「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に係る届出について）

【事務担当】

介護保険課 介護保険係 引田

TEL：0274-40-2292